教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

教育長の給与等に関する条例(昭和60年枚方市条例第15号)の一部を次のように改正する。 第3条に次の2項を加える。

- 6 他の地方公共団体の職員又は国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条第1項に 規定する職員(以下「他の地方公共団体の職員等」という。)であった者で、当該他の地方公共 団体の職員等に対する退職手当に関する規定に基づく退職手当の支給を受けないで引き続いて教 育長となったものが、退職した後引き続いて他の地方公共団体の職員等となった場合において、 その者の教育長としての勤続期間が、当該他の地方公共団体の職員等に対する退職手当に関する 規定により、当該他の地方公共団体の職員等としての勤続期間に通算されることが定められてい るときは、第1項の退職手当は、支給しない。
- 7 他の地方公共団体の職員等であった者で、当該他の地方公共団体の職員等に対する退職手当に 関する規定に基づく退職手当の支給を受けないで引き続いて教育長となったものの第1項の退職 手当の支給は、第5項において準用する市長等の退職手当に関する条例第3条第3項の規定にか かわらず、当該者の教育長としての引き続いた任期における最終の任期に行うものとする。この 場合における第1項の退職手当の額は、第4項の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とす る。
 - (1) 当該他の地方公共団体の職員等の退職の日における当該他の地方公共団体の職員等としての 給料の月額及び当該他の地方公共団体の職員等としての勤続期間を算定の基礎として、枚方市 職員の退職手当に関する条例(昭和38年枚方市条例第18号)第1条に規定する一般職の職員の 退職手当の額の算出方法の例により算出した額
 - (2) 当該最終の任期に係る退職の日における給料の月額に当該者の教育長としての引き続いた任期における在職月数を乗じて得た額に第4項に規定する割合を乗じて得た額附則第4項及び第5項を削る。

附 則 [令和4年3月31日公布] この条例は、令和4年4月1日から施行する。